十日町市監査委員公表第5号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成 31 年 2 月 27 日

十日町市監査委員 水 落 雅 史 十日町市監査委員 宮 澤 幸 子

監査結果報告

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 福祉課、健康づくり推進課、医療介護課、子育て支援課
- 3 監査対象年度 平成30年度
- 4 監査の実施期間 平成30年11月29日 ~ 平成31年1月29日
- 5 監査の方法

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかとともに、 公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し実施した。

監査は、あらかじめ指定した様式により提出された資料に基づく監査と併せて、必要により事業を指定し、関係職員の説明を求めて行った。

- 6 監査結果
 - (1)福祉課
 - ① 指定事業

「生活困窮者自立支援事業業務委託」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

年間の相談件数が少ないことから、生活困窮者自立支援制度や相談窓口の周知が足りていないものと推測される。民生委員やチラシ・ホームページ等様々な媒体を用いて市民への周知を図り、対応窓口も社会福祉協議会だけでなく業務の効率化の観点から市役所に窓口を置くなどの検討を願いたい。委託先では相談支援員数名を従事させているが費用対効果が見えるよう適切な指導・助言を行うよう

求める。

(2)健康づくり推進課

① 指定事業

「健康ポイント事業」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

体組成測定委託料については、利用当月分の請求書を翌月 10 日までに提出することになっているが、期限までの提出が遅れているものが数件あった。毎月の 委託料が少額であることから鑑み、事業終了後に一括支払いとするなど委託先お よび市担当者の事務負担軽減を図るよう検討願いたい。

ポイント達成者が約4割と想定していた7割に達しなかった。実施期間中にイベントを開催するなどして進捗状況の確認やサポートができるようにし途中棄権してしまう参加者が出ないよう改善願いたい。

事業所ぐるみの参加や、参加者から仲間への呼びかけ、委託先クラブから利用 者への紹介依頼等をして、来年度以降も参加者が増えることを期待する。

(3)医療介護課

1 指定事業

「医療施設整備等支援事業補助金」

「訪問型サービスBモデル事業補助金」

「訪問型サービスBモデル事業事務局業務運営委託」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

「医療施設整備等支援事業補助金」については、事前協議書と交付申請書の提出が同一日であり、また交付決定前に土地の購入や建物の改修工事が行われているものがあった。適切な時期に事前協議書や交付申請書の提出を求めるよう改善願いたい。

「訪問型サービスBモデル事業補助金」については、継続実施団体から今年度の交付申請書の提出を求めていなかった。予算単年度主義の原則から交付申請書は毎年提出させるよう改善を求める。

「訪問型サービスBモデル事業事務局業務運営委託」については、委託契約書で上半期実績報告書を提出させ中間払いする契約となっていたが、委託先から請求書の提出がなかったことから上半期実績報告書も提出されていなかった。請求

書の提出がなくとも上半期実績報告書の提出は行わせるよう改善を求める。

(4)子育て支援課

① 指定事業

「公立保育園改築事業」

「私立保育所施設整備支援事業」

「認定こども園耐震改修支援事業」

「認定こども園施設改修支援事業」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

今後、保育料無償化など制度の転換期を迎える中、入園希望児に柔軟に対応で きるよう先を見越した施設整備を進めていただきたい。